

● 漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）（抜粋）

（漁獲量等の報告）

第 26 条 年次漁獲割当量設定者は、漁獲割当管理区分において、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、漁獲量その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該漁獲割当管理区分が大臣管理区分である場合には農林水産大臣、知事管理区分である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

（漁獲量等の報告）

第 30 条 漁獲割当管理区分以外の管理区分において特定水産資源の採捕（漁獲努力量の総量の管理を行う管理区分（以下この項及び次条において「漁獲努力量管理区分」という。）にあつては、当該漁獲努力量に係る漁ろう。以下この款において同じ。）をする者は、特定水産資源の採捕をしたときは、農林水産省令で定める期間内に、農林水産省令又は規則で定めるところにより、当該特定水産資源の漁獲量（漁獲努力量管理区分にあつては、当該特定水産資源に係る漁獲努力量。以下この款において同じ。）その他漁獲の状況に関し農林水産省令で定める事項を、当該管理区分が大臣管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には農林水産大臣、知事管理区分（漁獲割当管理区分以外のものに限る。以下この款において同じ。）である場合には当該知事管理区分に係る都道府県知事に報告しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定により報告を受けたときは、農林水産省令で定めるところにより、速やかに、当該事項を農林水産大臣に報告するものとする。

（資源管理の状況等の報告等）

第 52 条 許可を受けた者は、農林水産省令で定めるところにより、当該許可に係る大臣許可漁業における資源管理の状況、漁業生産の実績その他の農林水産省令で定める事項を農林水産大臣に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により農林水産大臣に報告した事項については、この限りでない。

（知事許可漁業の許可への準用）

第 58 条 第 37 条から第 40 条まで、第 41 条第 1 項（第 6 号を除く。）及び第 2 項、第 42 条（第 2 項ただし書及び第 3 項ただし書を除く。）、第 43 条、第 44 条、第 45 条（第 2 号及び第 3 号に係る部分に限る。）、第 46 条、第 47 条、第 49 条から第 52 条まで、第 54 条並びに第 56 条の規定は、前条第 1 項の農林水産省令又は規則で定める漁業（以下「知事許可漁業」という。）の許可について準用する。この場合において、これらの規定中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第 37 条中「同項」とあるのは「第 57 条第 1 項」と、第 38 条中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「建造」とあるのは「建造又は製造」と、第 41 条第 1 項第 5 号中「船舶」とあるのは「船舶等」と

と、同条第2項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第42条第1項中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第2項本文中「3月を下ることができない」とあるのは「漁業の種類ごとに規則で定める期間とする」と、同条第3項本文中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、同条第5項中「船舶」とあるのは「船舶等」と、「申請者の生産性を勘案して」とあるのは「当該知事許可漁業の状況を勘案して、関係海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、許可の基準を定め、これに従つて」と、第43条中「船舶の数」とあるのは「船舶等の数」と、「船舶の規模」とあるのは「船舶等の規模」と、第46条第1項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、同条第2項中「水産政策審議会」とあるのは「関係海区漁業調整委員会」と、第47条及び第51条第1項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、第52条第1項中「農林水産省令」とあるのは「規則」と、「その他の農林水産省令」とあるのは「その他の農林水産省令又は規則」と、同条第2項中「農林水産省令」とあるのは「農林水産省令又は規則」と、第54条第2項中「次の各号のいずれかに該当することとなつた」とあるのは「漁業に関する法令の規定に違反した」と、第56条中「農林水産省令」とあるのは「規則」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(資源管理の状況等の報告)

- 第90条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第26条第1項又は第30条第1項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。
- 2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。